

2012年12月13日

# FRB(米連邦準備制度理事会)による追加金融緩和について

## (概要)

- ・FRBは、①年末で終了するツイスト・オペに代え、同額の長期国債を買い入れること、②政策金利（FFレート）を上げる時期に関しては失業率などを数値基準とすることを決定しました。
- ・数値基準導入については市場参加者にとってサプライズとなりましたが、長期国債の買い入れ決定は既に市場のコンセンサスとなっていたため、マーケットの反応は限定的となりました。
- ・今後の米国株式相場については、減税失効と歳出削減が同時に重なる「財政の崖」問題が引続き懸念材料となるとみられますが、短期的には値動きが荒い相場展開でも、来年への業績期待が高まれば徐々に下値を切り上げると予想します。

## ◆長期国債買い入れと数値基準導入を決定

FRBは12月11日～12日にFOMC（連邦公開市場委員会）を開催し、①年末で終了するツイスト・オペに代え、同額の長期国債を買い入れること、②政策金利を上げる時期に関しては失業率などを数値基準とすることを決定しました。

長期国債の買い入れについては、今年末で短期債を売却し、長期債を同額購入するツイスト・オペが終了した後、来年1月から、毎月450億ドル買い入れる方針です。現在実施しているMBS（住宅ローン担保証券）買い入れ（毎月400億ドル）などと共に、長期金利への引下げ圧力を維持することにより、住宅市場を支援し、金融環境をより緩和的なものにするなどが狙いとみられます。

また、ゼロ金利政策維持の時間軸として、従来は、「FFレートの異例の低水準は、少なくとも2015年半ばまで正当化される」としていましたが、今回はこれを、「FFレートの異例の低いレンジは、失業率が6.5%以上、向こう1～2年のインフレ率が2.5%以下で、長期のインフレ期待も十分抑制され続ける限り適切である」としました。さらに「買い入れプログラムが終了し、景気回復が強まった後も長期間にわたり金融緩和姿勢を維持することが適切」としています。

## ◆今後の見通し

今回の金融緩和策は、これまでのツイスト・オペと比べ、短期債の売却を行わないため、FRBのバランスシートは従来より速いペースで拡大することになります。また超低金利政策を続ける数値基準を明示したことは過去に例がなく、一歩踏み込んだ内容と評価できます。数値基準導入についてはサプライズとなりましたが、長期国債の買い入れは既に市場のコンセンサスとなっていたため、マーケットの反応は限定的でした。

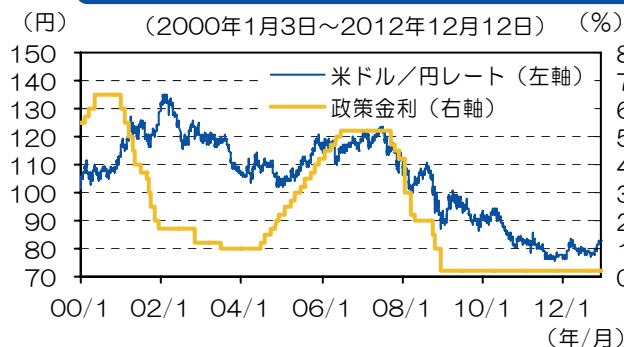
今後の米国株式相場については、減税失効と歳出削減が同時に重なる「財政の崖」問題が懸念材料です。しかし、いずれかの時点で与野党は妥協点を見出すことで、米国株式市場が大きく水準を切り下げることが回避されるとみられます。短期的には値動きが荒い相場展開でも、来年への業績期待が高まれば徐々に下値を切り上げるものと予想します。

(2012年12月13日11時執筆)

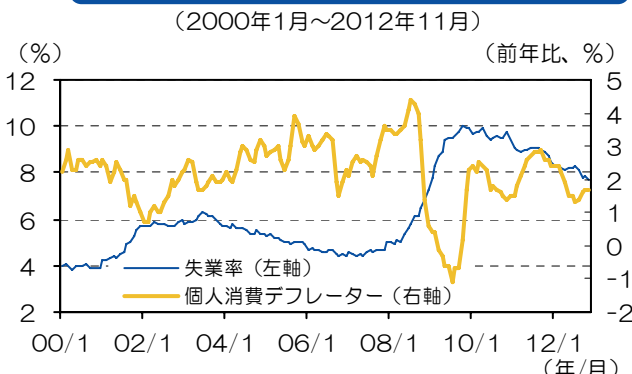
【図表1】米国10年国債利回り



【図表2】政策金利と米ドル/円レート



【図表3】失業率と個人消費デフレーター



出所：ブルームバーグが提供するデータを基にみずほ投信投資顧問が作成。

※上記は、将来における米国10年国債利回り、政策金利と米ドル/円レート、失業率と個人消費デフレーターを示唆、保証するものではありません。

## [投資信託のお申込みに際しての一般的な留意事項]

## ● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式、公社債および不動産投資信託証券などの値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等を要因として、基準価額の下落により損失が生じ、投資元金を割り込むことがあります。

また、投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、お申込みの際は投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みください。

投資信託は、預金商品、保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。

## ● 投資信託に係る費用について

みずほ投信投資顧問株式会社が運用する投資信託については、ご投資いただくお客さまに以下の費用をご負担いただきます。

## ■ 直接ご負担いただく費用

購入時手数料 : 上限 3.675% (税抜 3.50%)

換金時手数料 : 換金の価額の水準等により変動する場合があるため、あらかじめ上限の料率等を示すことができません。

信託財産留保額 : 上限 0.5%

## ■ 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用

運用管理費用（信託報酬）※ : 上限 2.10% (税抜 2.00%)

※ 基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

## ■ その他の費用

上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。

投資信託説明書（交付目論見書）等でご確認ください。

## 《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用の項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、みずほ投信投資顧問株式会社が運用するすべての投資信託のうち、ご負担いただくそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なります。

投資信託をお申込みの際は、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りになり、投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。

## みずほ投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 398 号  
加入協会／社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

## 【当資料のご利用にあたっての注意事項等】

本資料は、みずほ投信投資顧問(以下、当社といいます。 )が投資家の皆さまに情報提供を行う目的で作成したものであり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。本資料は法令に基づく開示書類ではありません。本資料の作成にあたり、当社は情報の正確性等について細心の注意を払っておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料に記載した当社の見通し、予測、予想、意見等（以下、見通し等）は、本資料の作成日現在のものであり、今後予告なしに変更されることがあります。また、本資料に記載した当社の見通し等は、将来の景気や株価等の動きを保証するものではありません。